

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 10月11日(水)午後2時～4時(二人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日まで

に税務課へ電話でご予約ください。

その他

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行います。

・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 10月14日(土)・15日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

一友好自治体施設等利用助成金をご利用くださいー

●「友好自治体施設等利用助成金」とは

町内在住・在勤の方が、友好自治体である愛知県東栄町および北海道美唄市の宿泊施設等を利用した際、利用料金の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

この制度は、住民福祉の向上や、友好自治体との交流人口を拡大することを目的とし、相互のまちの活性化につながるよう新設されました。

詳しい助成内容等は、町ホームページをご覧くださいか、役場企画課までお問合せください。

●助成対象者

町内在住・在勤の方とその被扶養者

●助成金額

対象施設の利用料金の20%
(100円未満切り捨て)

※一人につき年1万円まで

※飲食・記念品・土産代は対象外

※予算の範囲内で助成金を交付しますので
予算を超えるときは受け付けを停止します。

問合せ先

役場 企画課 内線134

北海道美唄市



●美唄市ホームページ

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



愛知県東栄町



●東栄町ホームページ

<http://www.town.toei.aichi.jp/>



利用の流れ

利用前、役場 企画課に電話で予算の執行状況を問合せる



利用時、助成対象施設を利用し、領収書を発行してもらう



利用後、助成金の申請書兼請求書に必要事項を記入



領収書を添付し役場 企画課 窓口提出
(振込先の確認のため、振込口座の通帳を持参)



申請書兼請求書の写しを受け取る



助成金が振り込まれる